

平成23年度 国家公務員倫理週間パンフレット 倫理規程セルフチェック解答

解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

〔基礎編〕

番号	正解	解 説
1	○	<p>補助金等を交付する事務に携わっている職員にとって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その補助金等の交付を受けて、交付対象となる事務・事業を行っている事業者等又は個人 ・ その補助金等の交付の申請をしている事業者等又は個人 ・ その補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人は、利害関係者になります。（規程第2条第1項第2号）
2	○	<p>職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けることは、通常の接遇の範囲内の行為であって、それによって公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれはないと考えられるため、禁止行為の例外として認められています。</p> <p>「簡素な飲食」とは、一般的には2,000円～3,000円の箱弁程度までを想定しています。（出席者の顔ぶれ、会議の会場等の事情によっては、個別に判断する余地もあります。）（規程第3条第2項第7号）</p>
3	×	<p>利害関係者に対して香典を出すことは問題ありませんし、香典返しについても、一般的な範囲内のもの（半返し程度）であれば受け取ることができます。（規程第3条第1項第1号）</p>
4	○	<p>倫理法・倫理規程に違反する行為は懲戒処分の対象になります。贈与等報告書についても、提出しなかったり虚偽の事項を記載したりすることは懲戒処分の対象になります。（人事院規則22-1別表第1号）</p>
5	○	<p>職員相互間に不正を見逃す風潮が生まれないう、倫理法等の違反についてしかるべき者（倫理監督官、倫理事務担当者、倫理審査会などが該当します。）に報告した者が不利益な取扱いを受けないよう配慮することは各省各庁の長等の責務とされています。（規程第14条第4号）</p>

〔応用編〕

番号	正解	解 説
6	○	<p>行政指導はあくまでも相手方の任意の協力によって実現されるものですが、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内の事項について一定の作為又は不作為を求める行為であることから、行政機関が相手方に一定の影響力を行使する行為であるといえます。</p> <p>したがって、行政指導を受ける側が当該行政指導を中止、変更するよう働きかけるために職員に接触してくることも想定され、現に行政指導を受けている者と当該行政指導に携わっている職員の接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあるため、行政指導により現に一定の作為又は不作為を求めている間は利害関係者となります。(規程第2条第1項第5号)</p>
7	×	<p>自分で費用を負担するか、利害関係者以外の第三者が費用を負担して、利害関係者と共に飲食をする場合において、自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官への届出が必要となりますが、私的な関係のある利害関係者との飲食では、自己又は私的な関係がある第三者が費用負担をする場合は、届出は不要です。</p> <p>ただし、私的な関係がある利害関係者との飲食であっても、費用を負担するのが私的な関係のない第三者であるときは、原則どおり届出が必要となります。(規程第8条第2号)</p>
8	×	<p>未公開株式は、通常一般の者には入手困難なものであることから、未公開株式の譲渡は利害関係者と職員との間に通常ではない関係が存在するものと疑われる行為であり、当該職員の職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあるため、有償、無償を問わず、禁止されています。(規程第3条第1項第5号)</p>
9	×	<p>職務として利害関係者を訪問した際、当該職務を円滑に進める上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度の便宜の供与を受けることは認められています。ここで認められているものとしては、文房具などの事務用物品、ヘルメットや防護服などの借用のほか、電話やファックスの使用も含まれています。(規程第3条第2項第3号)</p>
10	×	<p>取得した株式等については、その透明性を確保するため、取得方法の如何を問わず、すべて報告の対象となります。(法第7条第1項)</p>